

少年法適用年齢に関する法制審議会答申に反対する会長声明

当会は、少年法適用年齢に関する法制審議会答申に対して、以下のとおり意見を述べる。

答申において、罪を犯した18歳及び19歳の者について、全件を家庭裁判所の調査及び審判に付す仕組みが維持される方針が示されたことについては、評価できる。

しかし、答申は、18歳及び19歳の者について、「類型的に未成熟であり成長発展途上で可塑性を有する存在」としながら、18歳未満の者と区別している点は妥当でない。そもそも、少年法は、類型的に未成熟であり成長発展途上で可塑性を有する存在であるから成人と異なる扱いをしてきた。民法上成年として位置づけられるに至ったという事実が18歳及び19歳の者について17歳以下の者と区別すべき成熟度及び可塑性の違いが存在するという事実はない。よって、18歳及び19歳の者について少年法が適用される「少年」であることを明確にし、少年法の適用対象とすべきである。

答申は、現行少年法20条2項に定められた「原則」逆送事件の対象事件を「死刑又は無期若しくは短期1年以上」の刑に当たる罪の事件に拡大している。拡大することで、強盗罪や強制性交罪等が対象になるが、これらの犯罪は、犯行に至った経緯や犯行態様や動機など犯情の幅が極めて広い。起訴されたものの執行猶予判決となる者も一定数予想される。その結果、多くの18歳及び19歳の者が現行法下で得られていた立ち直りの機会を失うことになる上、全件家裁送致の趣旨を骨抜きにすることとなる。

答申が、18歳及び19歳の「ぐ犯」を対象から外すこととした点についても、「ぐ犯」として保護処分の対象とされたことによって初めて立ち直りの機会を得る者も少なくなく、そのような少年たちの立ち直りの機会が失われることとなる。

また、答申は、家庭裁判所での「処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において行わなければならない」とする。しかし、類型的に未成熟であり成長発達途上で可塑性を有する存在である18歳及び19歳の者については、要保護性に応じた処分が認められるべきである。

さらに、答申は、推知報道の制限について、18歳または19歳の時に罪を犯した者が、公判請求された場合には除外されることとする。しかし、推知報道が制

限された趣旨は、とりわけインターネットが普及した現代社会においては、いつたん推知報道がなされた場合、その情報は半永久的に閲覧可能な状態に置かれることとなり、少年の更生を阻害する要因となり得ることを防止しようとする点にある。類型的に未成熟で成長発達途上にあり可塑性を有する18歳及び19歳の少年の社会復帰を困難にし、更生を阻害することとなるため、許容することはできない。

以上のとおり、答申は、多くの点で少年法の意義を没却させるものであるため、当会は強く反対する。

以上

令和3年2月25日
愛媛弁護士会
会長 森本明宏